

大船は二人漕と云て、櫓壹挺に、水手二人かゝりて押すなり、櫓も大にして、船の作り様も別なり、二人漕の四拾挺立小櫓にして八十丁立也、二人漕に對して、常の早舟を小櫓と云、舟方言なり、〔信長公記六〕元龜四年二月廿九日、辰刻今堅田へ取懸、明智十兵衛圍舟を拵、海手の方を東より西に向て被攻候。

〔和漢船用集舟名數海舶〕二形 此舟何國と定りたることなし、東國南海にあり、其外諸國船主の

ぞみに依て作るもの、二形作りと云、千石以上の大船也、

マ。字未考、濁音に呼べし、 是又加賀、越前、丹後、但馬等の國に用る舟也、腰より舳に臺垣立あり、帆柱おも

てのかたより立るなり、

ア。ダ。テ。考。字未 肥前豊後の方に有薩摩にてアサツテイとよぶものなるべし、四五百石、六七百石

積の舟也、俗呼で枕箱と云、前後戸立作りにて、其かたちの似たるを以云なるべし、

ア。サ。ツ。テ。イ。 薩州の船なり、字未考、サの字濁國語成べし、エツトウと同じ造りにて、大なるを云、

船柁四階造りなり、是を熊野浦にてハツテウと云といへり、

〔嘉永明治年間錄四〕安政二年七月廿九日、阿蘭陀國蒸氣船ヲ獻貢ス、

小十人組、贊善右衛門組、學問所教授方出役、矢田堀景藏へ達、

長崎表へ阿蘭陀國より獻貢の蒸氣船運用其外傳習として被遣候間、早々可致、出立候、且又彼地の勤方御勘定格御徒目付永持、享次郎、并小普請組、奥田主馬支配勝麟太郎も被遣候間、申合一同

重立取扱可申、尤も外に職方の者共被遣、外國人より傳授請候事にて、不容易御用筋に候間、銘々

一時の功を争ひ、一己の名聞を相立候様の儀、聊無之様厚申合せ、外役々の下々迄、右の心得を以

て、如何敷は勿論、不取締の儀無之様可取計候、尤も永井岩之丞、諸事引受、指揮致候事に候間、萬端

得差圖相勤可申旨、遠藤但馬守殿、被仰達候事、